



# 広 地域安全ニュース 報 くるしま

NO.577  
発行所  
今治地区防犯協会  
今治警察署  
電話 34-0110  
FAX 31-7001

## 万引きは犯罪です！

「万引き」は、お金を払わずに、お店から品物を持って出ることです。つまり**ドロボウ（窃盗）**です。

せつとう

**窃盗 = 10年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金**

**（刑法第 235 条）**

★ 許しません！「万引き」。ルールを守ろう。

社会には、ルールがあります。自分のものと他人のもののけじめをつけることが必要です。

ひとのものをとったり、ウソをついたりしていると、誰からも信用されなくなります。

「ちょっとだけ」「だれも見えてない」「友だちもしているから」は、何の言い訳にもなりません。



★ 「自分はしてない」といっても罪になります。

人に万引きをさせる、万引きをするように誘う、見張りをしていただけ、盗んだものだを知っていて、もらったり売ってもらったりする・・・

これらは、どれも犯罪です。また、見つかったら買取ればいいは、大間違いです！犯した罪をなかったことにすることはできません。

## 万引きをして得する人は・・・

お店の人の怒り、お店への損害、見つかったてはじめて罪の重さに気づくあなた。警察署で厳しく取り調べられ迎えに来た保護者の悲しむ顔。万引きをして得する人はだれもいません。

あなた自身が信用を失い、あなたを大切に思っている人を悲しませることになります。

判断力

自制心



# ★特殊詐欺被害防止 今治商店街夜市で「SNS 投資詐欺」被害防止などを呼びかけました！

令和6年6月29日、今治銀座商店街夜市にて、「SNS 投資詐欺」等特殊詐欺被害防止、交通安全をよびかけながらの広報活動を行いました。



## 「犯罪の起きにくい街づくり基金」



今治地区防犯協会及び今治警察署では、安全で安心して暮らせるまちづくりのため、基金を設立し、防犯カメラの設置を推進しています。ご協力をお願いします。

- 当基金は、反社会勢力からの受け入れはいたしません。  
(根拠規程：愛媛県暴力団排除条例)
- 支援して頂いた方のお名前をホームページに掲載させていただき、お礼にさせていただきます。

※ 支援の入金にあたっては氏名の後に、電話番号の記載をお願いします。  
(例)「今治太郎340110」(フリガナ：イマバリタロウ340110)



伊予銀行 今治支店  
(普通) 4067183

愛媛銀行 今治支店  
(普通) 8904635



※ 伊予銀行・愛媛銀行は、窓口にて「基金に振込したい」旨を伝え、専用振込用紙にて振込んで頂くと手数料は無料となります。

★募金箱も設置しています！



- イオンモール今治新都市→不定期にて設置
- フジグラン今治、フジ今治店、フジ波止浜店に常設されています。

